

## 第 10 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 12 月 13 日（火） 13 時 55 分～14 時 30 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 1

3 出席農業委員（18 名）

1 番委員	三 浦 勝 志	2 番委員	齋 藤 美也子	3 番委員	對 馬 忠 法
4 番委員	古 川 榮	5 番委員	工 藤 守	6 番委員	高 井 美奈子
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	大 川 哲 彌	9 番委員	花 田 良 造
10 番委員	工 藤 正	11 番委員	丹 代 純 嗣	12 番委員	葛 西 雅 博
13 番委員	今 井 龍 美	14 番委員	柴 田 博 明	15 番委員	桑 田 久 毅
16 番委員	小山内 知 寛	18 番委員	山 口 知 治	19 番委員	長 尾 浩

4 欠席農業委員（1 名）

17 番委員	三 浦 良 孝				
--------	---------	--	--	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	阿 部 功	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	齊 藤 嗣 郎	平賀-5	谷 川 一 雄	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6 欠席農地利用最適化推進委員（0 名）

--	--	--	--	--	--

7 出席事務局職員（3 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐 藤 満 徳	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也
主査	谷 川 智 也				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 38 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

- 議案第 39 号 令和 5 年平川市農作業標準賃金について
- 報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 29 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 30 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 31 号 農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について

## 9 会議の概要

・あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章  
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 13 時 58 分]

議長  
(今井 龍美)

これより、第 10 回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19 名中 18 名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
日程第 1 議事録署名者を議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
1 番三浦委員、2 番齋藤委員をお願いいたします。

議長

次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。  
書記には、福士碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 35 号から議案第 39 号までの 5 件、ほかに報告が 4 件でございます。  
今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに議案第 35 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

説明に入る前に議案資料の訂正が 2 か所あります。

8 ページをご覧ください。46 番の借受人の面積のところですが、借入地の面積 1,079.1 とありますが、こちらを 1,092.1 に訂正願います。

続いて、49 番の借受人の面積のところですが、経営面積 93.6 とありますが、こちらを 936.4 に訂正願います。申し訳ありませんでした。

それでは説明に入ります。

1 ページをご覧ください。

議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、48 番は他者からの受贈、49 番および 50 番は経営拡大、51 番は新規就農によるものです。

件数は 4 件、面積 18,189 平方メートル、田 5 筆 11,054 平方メートル、畑 7 筆 7,135 平方メートルとなっています。

賃貸借権設定について、34 番から 7 ページの 42 番までは経営拡大、43 番から 45 番は新規就農、46 番から 49 番は基盤法から 3 条へ切り替えによる再設定によるものです。

件数は 16 件、面積 92,954 平方メートル、田 40 筆 83,400 平方メートル、畑 10 筆 9,554 平方メートルとなっています。

使用貸借権設定について、13 番は経営拡大によるものです。

件数は 1 件、面積 1,272 平方メートル、地目は畑となっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点がある方がおりましたらお願いいたします。何か、ございませんか。

尾上 1 小野委員

尾上 1 小野委員

所有権移転の 50 番、私これ現地見てきました。借受人の方と距離があるということで会うことはできなかったのですが、一昨年前から買うとかの話はありました。貸借が解約になっていますが、何も作付けしていないわけですよ。今回、所有権移転ということですが、具体的に何を作付けするのですか。

谷川主査 50 番の土地は畑ですが、何も作付けされていません。お話を伺ったところ、4 月に借りたのですが、それから 1 年間は肥料をまいて土壌整備をして、りんごの苗木を植えてりんご栽培を行う予定です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは議案第 35 号について、質疑、ご意見を求めます。  
なにかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 36 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 10 ページをご覧ください。  
議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 農地転用許可基準説明書と合わせて、11 ページをご覧ください。

12 番の申請地は、12 ページのとおり、小和森小学校から西へ約 700m に位置します。土地利用計画は 13 ページのとおり普通住宅の建築です。

13 番の申請地は 14 ページのとおり、平川消防署から東へ約 580m に位置しており、平田森の公民館の隣です。土地利用計画は 15 ページのとおり普通住宅の建築です。

14 番の申請地は 16 ページのとおり、先ほどの 13 番の申請地の隣地で、もともと 13 番の農地を分筆したところです。土地利用計画は 17 ページのとおり、転用者の自家用車の駐車場用地として使用するものです。農地区分は別添 3 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として、許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
現地調査に立ち会いました 11 番丹代委員、12 番葛西委員、疑問点等  
がありましたらお願いします。  
12 番葛西委員

12 番葛西委員 疑問点ではないのですが、15 ページを見ていただくと隣に公民館が  
建っています。現場を見れば公民館の屋根雪が落ちてきます。ここを  
解決してもらえればと思います。

谷川主査 私も現地を確認しておりまして、屋根が申請地のほうに向いている  
ため雪が落ちる可能性が高いので、そのことについて対処してもら  
うよう担当課に伝えたいと思います。

議長 そのほかございませんか。

担当委員 特にありません。

議長 それでは、議案第 36 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 37 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 18 ページをご覧ください。  
議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強  
化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計  
画を定めるため審議を求めるものです。  
19 ページ所有権移転については、整理番号 52 番から 22 ページ 61  
番までは譲受人の経営拡大による売買です。  
今回の件数は 10 件、面積 63,684 平方メートル、田 30 筆 47,529 平  
方メートル、畑 14 筆 16,155 平方メートルです。

なお、売買価格については、別添4のとおりです。

次に、利用権設定について、整理番号13番から17番までは、すべて更新の再設定です。件数は5件、面積20,712平方メートル、田8筆17,827平方メートル、畑1筆2,885平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、2番齋藤委員、3番對馬委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

特にありません。

議長

それでは、所有権移転57番を除いて、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

18番山口委員

18番山口委員

58番ですが、安価な理由はなぜですか。

谷川主査

産業廃棄物の肥料があつて廃棄費用が必要なことと、水がこないため、水路を復元しなければならないことから、お互いに話し合いの結果、この価格となりました。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは所有権移転の57番を除いて、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の57番は3番對馬委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に準じ、對馬委員に退席を求めます。

(對馬委員、退席)

議長

それでは 57 番について、質疑、ご意見を求めます。  
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、57 番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
對馬委員の入室を許可します。

(對馬委員、着席)

議長

次に、議案第 38 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

25 ページをご覧ください。

議案第 38 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について、耕作放棄地全体調査等により把握された別紙の農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて審議を求めるものです。

26 ページをご覧ください。

こちらは、既に原野または山林となっている農地について、農地パトロール等で現地確認した結果です。所有者等に対し非農地と決定することについて確認したところ、特に意見は寄せられませんでした。また、関係機関である農林課へ照会もしましたが、非農地と決定しても問題なしとの回答でした。よって、こちらの一覧にある農地すべてを非農地と決定したいと考えております。

27 ページでは、地域別の集計を表しています。今回、非農地とするのは全部で 14 筆、面積 22,497 平方メートルです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。  
それでは、議案第 38 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 38 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に議案第 39 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 28 ページをご覧ください。  
議案第 39 号 令和 5 年平川市農作業標準賃金について、このことについて、別紙のとおり決定したいので審議を求めるものです。

お配りした別添 5 と併せて 29 ページをご覧ください。

令和 5 年農作業標準賃金・料金表(案)、臨時雇用労賃及び請負料金(オペレーター付き)について、先般 12 月 5 日に今井会長、山口代理、事務局の 3 者で協議をした結果、1. 臨時雇用労賃については、本県における最低賃金の改正により、前年比 31 円増の 1 時間当たり 853 円となったことから、これを 1 日 8 時間として換算し 6,824 円、更に 100 円未満を切り上げて求めた額 6,900 円が望ましいと考えます。

また、中段の果樹のせん定については、今年の額へ今回の最低賃金増加比 103.77 パーセントを乗じた額、9,200 円～11,500 円といたしました。昨年度より 300 円～400 円増額となります。

下段のオペレーターについては、市内の農業団体 5 者へ調査したところ、2 者から回答があり、1 者が 1,275 円、もう 1 者が 1,000 円でありました。2 者の平均額は現行の 1,200 円を下回ることから、現行額のまま据え置くことが望ましいと考えます。

請負料金については、請負料金調査の結果、農業団体において回答にばらつきがありますが、すべての団体で当市の料金を上回るものはなかったため、現行額のまま据え置くことが望ましいと考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、議案第 39 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 39 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、報告4件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

30ページをご覧ください。

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添6 関連案件一覧と合わせて、31ページをご覧ください。

25番は他者に売買するため、26番は他者に貸付するため、27番および28番は借受人に売買するため、それぞれ解約するものです。

件数は4件、面積25,915平方メートル、地目はすべて田です。

33ページをご覧ください。

報告第29号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

34ページをご覧ください。16番および17番は他者に売買するため、18番は他者に貸付するため、それぞれ解約するものです。

件数は3件、面積9,875平方メートル、田1筆4,223平方メートル、畑5筆5,652平方メートルです。

続いて35ページをご覧ください。

報告第30号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

36ページをご覧ください。

今回の届出地は37ページのとおり、平川市役所から南東へ220メートルに位置します。土地利用計画は38ページのとおり、転用目的は譲受人の自家用車の駐車場として使用するものです。件数は1件、面積281平方メートル、畑2筆です。

報告第31号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について、令和3年1月から令和4年11月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、別紙のとおりとなっているので報告するものです。

40ページをご覧ください。

今回報告する賃借料情報は令和3年1月から令和4年11月までの23ヶ月間に賃貸借権設定を行った案件を集計した結果で、平均額、最高額、最低額など、データ数で表記しています。なお、物納換算額に関

しては、中段の注2に示しているとおりで、こちらは先般12月5日に、会長、会長職務代理、事務局3者において協議したものです。

また、注2の冒頭に示されているとおり、田の部については、近年の米価の変動を踏まえ、現状に即した賃借料情報の提供をするため、賃借料情報は物納を基準として、下記のとおり平賀・尾上地域の圃場整備済の田においては、10a当たりの参考対価は玄米1俵、現金換算額を9,300円とし、JAの1等米まっしぐらの概算金と同等額といたしました。また、碓ヶ関地域や平賀地域の山間地の田においては、上記地域の8割を目安といたしまして、10a当たりの参考対価は玄米0.8俵、現金換算額を7,400円とすることを報告いたします。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第10回総会を閉会いたします。

[閉会 14時30分]